

## 山江村農業委員会臨時総会議事録

1. 開催日時 令和5年7月20日（木）午前9時00分から午前10時30分
2. 開催場所 山江村役場2階大会議室
3. 出席委員（14名）

農業委員	7名
推進委員	7名
4. 欠席委員（1名）

農業委員	1名
------	----
5. 議事日程
  - 日程1 開会（事務局長）
  - 日程2 辞令交付（村長）
  - 日程3 村長挨拶
  - 日程4 臨時議長選出について
  - 日程5 議事録署名委員の指名について
  - 日程6 選第1号 山江村農業委員会会長の互選について
  - 日程7 選第2号 山江村農業委員会会長職務代理者の互選について
  - 日程8 選第3号 議席の決定について
  - 日程9 選第4号 農地利用最適化推進委員の委嘱者の承認と担当区域の決定について
  - 日程10 選第5号 山江村有財産審議会委員の選出について
  - 日程11 議第39号 全国農業新聞普及推進に関する申し合わせ決議について
  - 日程12 その他
  - 日程13 閉会（会長）
6. 農業委員会事務局職員
  - 事務局長
  - 会計年度任用職員

## 7. 会議の概要

事務局長

おはようございます。それではご起立をお願い致します。国旗、村旗にご注目ください。一同、礼。お直りください。正面を向ってください。礼。ご着席ください。

只今から山江村農業委員会委員辞令交付式並びに臨時総会を開式いたします。日程2「辞令交付」。席の順番にてお名前を読み上げますので、順次前の方へお並び下さい。(名前の読み上げ)。

(村長より辞令交付)

事務局長

それでは臨時総会の開会を宣言いたします。山江村農業委員会の総数は8名で、本日の出席委員は7名でございます。農業委員会等に関する法律第27条第3項並びに、山江村農業委員会総会規則第8条の定足数に達しておりますので、総会の成立を宣言いたします。日程3「村長挨拶」村長がご挨拶申し上げます。

村長

(村長挨拶)

事務局長

日程4「臨時議長選出について」でございますが、この総会の議長となる会長がまだ選任されておられませんので、選任されるまでの間、地方自治法第107条の規定を準用し、年長の委員に臨時議長をお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

(異議なしの声)

事務局長

異議なしとのお言葉をいただきましたので、本日の出席委員における年長者であります〇〇委員に、臨時議長をお願いしたいと思います。なお、村長におかれましては公務のため、この場を退出されます。

(村長退室)

臨時議長

(臨時議長挨拶)

臨時議長

それでは日程5「議事録署名委員の指名について」山江村農業委員会総会規則第20条第2項に規定されているとおり、議長である私から指名をさせていただきます。議事録署名委員を、〇〇委員、〇〇委員をお願いしたいと思います。

臨時議長 次に日程6、選第1号「山江村農業委員会会長の互選について」を議題として、事務局の説明をお願いいたします。

事務局長 はい。それでは総会資料の1ページをお開きください。選第1号「山江村農業委員会会長の互選について」農業委員会等に関する法律（昭和26年3月31日法律第88号）第5条第2項の規定により、山江村農業委員会会長を互選するものとする。令和5年7月20日提出、山江村農業委員会臨時議長。以上でございます。なお、会長職におきましては、同時に一般社団法人熊本県農業会議における会員になるということをし添えます。

臨時議長 只今事務局が説明したとおり、会長を互選するものですが、いかがでしょうか。自薦あるいは推薦委員がありましたら発言をお願いしたいと思います。

〇〇農業委員 はい(挙手)

臨時議長 はい、どうぞ。〇〇委員。

〇〇農業委員 はい。会長職に〇〇委員を推薦したいと思います。

臨時議長 今、〇〇委員から〇〇氏を推薦するというところでございますけど、異議ありませんか。

(異議なしの声)

臨時議長 異議なしということで、〇〇委員を会長とすることを決定いたします。

(拍手)

臨時議長 会長が決まりましたので、これを持ちまして臨時議長の座を降りさせていただきます。皆様のご協力によりまして、スムーズに進行ができましたこととお礼申し上げます退席したいと思います。以上です。ありがとうございました。

事務局長 〇〇委員、臨時議長の職務ありがとうございました。それでは新会長が決まりましたので、就任されました〇〇委員におかれましては、議長席へ移動をお願いいたしますとともに、ご挨拶をお願いいたします。

会長 (会長挨拶)

会長 それでは日程7、選第2号「山江村農業委員会会長職務代理者の互選について」を議題とし、事務局より説明をお願いいたします。

事務局長 はい。総会資料の2ページをお開きください。選第2号「山江村農業委員会会長職務代理者の互選について」農業委員会等に関する法律(昭和26年3月31日法律第88号)第5条第5項の規定により、山江村農業委員会会長職務代理者を互選するものとする。令和5年7月20日提出、山江村農業委員会会長。以上でございます。

会長 それでは事務局の説明が終わりましたので、どなたか自薦、他薦ございませんか。

(会長一任の声)

会長 はい。ただいま会長一任の声がございましたので、よろしいでしょうか。

(承認の声)

会長 それでは、私のほうから指名させていただきます。それでは会長職務代理者として、〇〇委員を指名いたします。ご異議ございませんか。

(異議なしの声)

会長 はい。異議なしということで、〇〇委員を会長職務代理者とすることに決定いたします。

(拍手)

会長 それでは日程8、選第3号「議席の決定について」を議題とし、事務局の説明をお願いいたします。

事務局長 はい。それでは総会資料の3ページをお開きください。選第3号「議席の決定について」山江村農業委員会総会規則第9条第1項の規定により、各委員の議席は「くじ」により定める。」令和5年7月20日提出、山江村農業委員会会長。まず、議席についてでございますが、1番は会長、2番は職務代理者と決まっておりますので、先ほど決まり

ましたので、3番以降の議席について決めさせていただきたいと思  
います。議席を決定するにあたりましては、予備くじを引いたうえで、  
本くじを引いていただくこととしております。まず、予備くじにつ  
いてですが、総会資料の4ページをご覧ください。本日出席委員の名簿  
を五十音順に並べておりますが、この順で引いていただくことでよ  
ろしいでしょうか。

(承認の声)

事務局長

なお本日欠席の〇〇委員については、残った予備くじの番号として、  
本くじによる抽選の際にはですね、会長に引いてもらう形をとってよ  
ろしいでしょうか。

(承認の声)

事務局長

それでは、そのようにさせていただきたいと思ます。

事務局長

それでは、まず予備くじを引いていただきますので、こちらの方か  
ら回りますので、くじを引いていただきたいと思います。

(50音順に予備くじを引く)

事務局長

それでは予備くじの順番を申し上げたいと思ます。(順番の読み上  
げ)

(予備くじの順に本くじを引く)

事務局長

それでは、本くじを引いていただきましたので、議席の方を発表さ  
せていただきたいと思います。(議席の読み上げ)。以上でございます。  
なお、議席が決定したことに伴いまして、只今から席替えをお願いし  
たいと思ます。会長から見て左側の席から2番、3番、4番まで、  
それから5番からこちらということになりますので名刺を持って移っ  
ていただければと思ます。

(席替え)

会長

それでは議席が決定いたしましたので、次に移ります。日程9、選  
第4号「農地利用最適化推進委員の委嘱者の承認と担当区域の決定に  
ついて」を議題とします。事務局の説明を求めます。

事務局長

それでは総会資料の5ページをお開きください。選第4号「農地利用最適化推進委員の委嘱者の承認と担当区域の決定について」農業委員会等に関する法律(昭和26年3月31日法律第88号)第17条の規定により、農地利用最適化推進委員の委嘱者を決定し、担当区域を定める。令和5年7月20日提出、山江村農業委員会会長。農地利用最適化推進委員につきましては、農業委員会等に関する法律が一部改正されておりました、6年前から新設されたものです。その主な内容は、担当区域における、農地等の利用の最適化の推進のための現場活動となります。資料の6ページをお開きください。候補者となられました方の名簿を50音順に並べております。続きまして資料の7ページから8ページには募集要項を抜粋しておりますのでご確認ください。つきましては、候補者の農地利用最適化推進委員としての承認、また、承認後においては担当区域の決定について審議をお願いしたいと思います。以上でございます。

会長

それでは事務局の説明が終わりました。まず、候補者の農地利用最適化推進委員としての承認につきまして、質疑に入ります。何か、皆様方、意見ございませんでしょうか。

(質疑意見等なし)

会長

質疑がないようですので、採決をいたします。これら候補者を、農地利用最適化推進委員として承認することに異議がない方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

会長

はい。全員賛成ですので、候補者を農地利用最適化推進委員として承認することに決定いたします。続きまして、担当区域を定めることについての質疑に入ります。1区から3区の順に決めていきたいと思っております。担当が1区から3区、定数が1名になっておりますが、この地域の方に誰がよろしいか意見等ございませんか。

会長

一応、案として1区から3区は担当が、〇〇委員が2区ですので、案として〇〇委員はどうでしょうか。

(承認の声)

会長

次に、4区から7区につきまして皆様方からの意見ありませんでしょうか。

(なしの声)

会長

一応こちらからの案として、前任の〇〇委員にさせていただきました  
〇〇委員でいかがでしょうか。

(承認の声)

会長

はい。一応、案として4区から7区が〇〇委員に。続きまして8区  
から9区に前任が〇〇委員でしたが、〇〇委員でいかがでしょうか。

(承認の声)

会長

はい。案として、〇〇委員。そして10区、11区、12区前任が  
〇〇委員でしたが、どうでしょうか。

(承認の声)

会長

はい。では、案として〇〇委員に挙げておきます。13区、14区  
を行政区の13区の〇〇委員でいかがでしょうか。

(承認の声)

会長

15区、16区を前任の〇〇委員でいかがでしょうか。

(承認の声)

会長

川辺川造成区を〇〇委員にいかがでしょうか。

(承認の声)

会長

はい。それでは、ただいま意見を承認してもらいましたので、只今  
から資料6ページに基づいて読み上げたいと思います。

会長

1番〇〇委員を8区から9区の区域、〇〇委員を10区から12区  
の区域、〇〇委員を川辺川造成地区域、〇〇委員を1区から3区の区  
域、〇〇委員を13区から14区の区域、〇〇委員を15区から16  
区の区域、〇〇委員を4区から7区の区域に据え置くことに異議あり  
ませんか。

(異議なしの声)

会長

はい。ないようですので、この案にて決定いたします。ここで暫時休憩といたします。開始予定時刻を9時45分といたします。

(9時35分休憩)

事務局長

それでは、総会を再開する前に選第4号で承認されました、農地利用最適化推進委員に委嘱状の交付を行います。

(農地利用最適化推進委員への委嘱状交付)

(10時05分再開)

事務局長

会長挨拶。会長が挨拶を申し上げます。

会長

(会長挨拶)

事務局長

続きまして、村長が挨拶を申し上げます。

村長

(村長挨拶)

事務局長

ありがとうございました。ここで事務局よりご挨拶をさせていただきます。私は、山江村の事務局長の〇〇と申します。どうぞ、よろしく申し上げます。そして、会計年度職員の〇〇です。

事務局員

(事務局員挨拶)

事務局長

どうぞ、よろしくお願いいたします。村長におかれましては、公務の都合で、この場を退席されます。

村長

それでは、どうぞよろしくお願いいたします。

(村長退室)

事務局長

以上をもちまして、農地利用最適化推進委員委嘱状交付式を終了いたします。引き続き臨時総会を再開いたしますので、進行を議長である会長にお願いいたします。

議長

はい。それでは、臨時総会を再開いたします。

(10時05分)再開

議長

続きまして日程10、選第5号「山江村有財産審議会委員の選出について」を議題とします。事務局の説明をお願いいたします。

事務局長

はい。それでは総会資料の9ページをお開きください。選第5号「山江村有財産審議会委員の選出について」山江村有財産審議会設置要領(平成8年4月1日施行)第3条第2項の規定により、農業委員会委員のうちから、標記委員を2名選出する。令和5年7月20日提出、山江村農業委員会会長。10ページから11ページには、参考資料として要項並びに現委員の名簿を添付しております。なお、山江村有財産審議会への選出は、農業委員会は2名となっております。10ページの方ですね、ちょっと見ていただきたいと思いますけれども、審議会の設置要項です。第3条のところですね(2)山江村農業委員会の委員ということとなっております。2名の方をですね、財産審議会の方に選出ということになっておりますので、どうぞよろしくお願いをしたいというふうに思います。それから、11ページにつきましては、先ほど言いました現ですね、委員さんの名簿をつけさせていただいておりますので、参考をお願いをしたいと思います。以上でございます。

議長

それでは事務局の説明が終わりましたので、山江村有財産審議会委員について、どなたか自薦、他薦ございませんか。

議長

ございませんか。ないようでしたら、会長推薦でよろしいでしょうか。

(異議なしの声)

議長

会長推薦で異議なしということですので、私から指名させていただきますが、前回に引き続き〇〇委員、〇〇委員を推薦したいと思います。この事について、異議はございませんか。

(異議なしの声)

議長

はい。異議なしということで、〇〇委員、〇〇委員を山江村有財産審議会委員とすることに決定いたします。

議長

次に日程11、議第39号「全国農業新聞普及推進に関する申し合わせ決議について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。

事務局長

それでは、総会資料の12ページをお開きください。議第39号「全国農業新聞普及推進に関する申し合わせ決議について」農業委員会等に関する法律(昭和26年3月31日法律第88号)第6条第3項第2号の規定により、農業一般に関する調査及び情報の提供に係る活動の一層の強化を図るため、申し合わせるものである。令和5年7月20日提出、山江村農業委員会会長。資料の13ページに、全国農業新聞の普及推進に関する申し合わせ決議の案を、それから14ページから15ページには、全国農業委員会会長大会における、第3号議案の写しを、参考資料に添付しております。本議案につきましては、農業委員会活動の一つであります農業一般に関する調査、情報提供に係るものでありまして、全国農業委員、農地利用最適化推進委員が一丸となって情報提供活動の一層の強化を図るためのものであります。当委員会においても本議決を行うと共に、情報提供の一つでもあります農業新聞の普及、強化を図るため提案するものでございます。以上、審議をお願いいたします。

議長

はい。それでは事務局の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。何かございませんか。

事務局長

この、申し合わせ事項につきましては、現農業委員また最適化推進委員の方々につきまして、農業新聞のですね、購読のお願いをしております。この議決につきましては、皆さん全員が購読をしていただくということになってまいりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

議長

質疑ございませんか。

(なしの声)

議長

ないようですので、採決をいたします。「全国農業新聞の普及推進に関する申し合わせ決議」について異議がない方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

議長

はい。全員賛成ですので、議第39号は原案のとおり決定いたします。

議長

次に日程12「その他」となっております。事務局よりお願いいた

します。

事務局長

その他について説明

- 会長及び会長職務代理者の互選についての報告
- 農地利用最適化推進委員へ担当区域の報告
- 農業委員の担当区域割りについて
- 総会、先進地研修について(別紙にて説明)
- 委員緊急連絡先・振込口座登録依頼書提出(依頼)
- 広報用写真撮影について(総会終了後)
- 新任委員制服採寸について(総会終了後)
- 今後の行事について

議長

他にありませんか。

(なしの声)

議長

気づいた点があったら総会終了後でも事務局の方へお尋ねいただければと思います。

議長

それでは日程13「閉会」に移ります。以上を持ちまして、山江村農業委員会臨時総会を閉会いたします。お疲れ様でした。

令和5年7月20日(木)午前10時30分終了

議長 \_\_\_\_\_ (印)

委員 \_\_\_\_\_ (印)

委員 \_\_\_\_\_ (印)